成形圖説

農事部 十二

農商務省
圖書
第 號
共 冊

太政官文庫
和書門 類
八一九二 號
函
架
三〇 冊

内閣文庫
和書 類
八一九二 號
三〇 冊
一九六 函
一九 架

内閣文庫		
番號	和	8192
冊數	30	(12)
函號	196	102

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

成形圖説巻之十二

目録

水利(ミヅクバリ) 附 旱潦(ヒデリオホミヅ)
堤防(ツヽミ)
堰埭(ヰセキ)
柴柵(シガラミ)
石籠(アラコ)
橛杙(ヲグヒ) 附 楗(カセ)
陂塘(ミヅタメ)
瓦竇(シタビ) 附 架槽(カケヒ)

閘門
桔槹 附水斗
筒車 附恒升車
水碓 附槽碓
水平
水則

成形圖說卷之十二

農事部 水利類

水乃久保佐 書紀○凡植物の類を土宜に適ふると久佐保乃辭あるハ其地に利あるといふに似たり

水利 杜氏通典○沿革云井田廢溝澮堙ハ水利所以作也本起於魏李悝

蕃名アーンホウデイングテル.ワアトル 以上水利

ドローグテ 旱 ワアテリング 潦

水利とハ泥く水土乃便利すゐしきを指ていふなとなり 太平十二策に曰夫助抑の方ハ其利を助て其害を抑ふに水利あり水害あり火に大食あるも火災あり其利を助導て田畝を耕き堤塘を設て水害を抑防く四時に火を改め薪炭の供ありて火害を助け火禁を厳にして火災と抑防の類なり 凡水乃地中にあるハ日の天に麗こ

ごく天より降来る水を雨といふハ天水(アマミツ)の絹(ツマリ)たる所也
田園万葉にハ雨を天津水(アマツミツ)とよめり又大洋海にハ雨ふ
らさるもの也といふもあれども天日の照ハ六合に照(テリ)さゞる
なしいつれも四方の国とも也は寒暖の差(チカヒ)あるがごとく
大海の水ハ地をも環(メグリ)て壊(ツチ)よりも気(キ)こもれども地に
高き燥湿の差ありて頗(オホムネ)ハ高郷に泉なく山上にハ借る
河内金剛山ハ七千五町乃西に山あつて東に陽城交(ル)かえ
山上にも泉あるらぬし
水あり人皆ハいふに不及また草木鳥獣といへども悉に
皆天日の御(ミ)蔭に照されて生育(ソダチ)するものなれも慮(コヽロ)すき
木草(キクリ)にいたるまでも天日に向ざるハなしなに水土を相(ミル)

こゝのは天日をうけてとも火すへきことなきに 謹按に火水
ハ天地の神物日月の霊氣なり凡有生の属此二ッの元氣
に由て死生を致せり故に人畜より以下精の金石草木に
いたるまで火水の二に値(アフ)ときは壊滅変化してなかに
隠るゝあり是現在の證明にて天地をもれて土木金と称
する八異邦の説にて本来の精生ハ土金と火に同しか
らぬ説や陰陽乃義目のわかに又五行とよひて五行といひ
木火土金水をいひてい五行をいはへいひは説にて
それ五行ハ土と木金土を配し或ハ土作(ホカ)の名義に
配当する八我邦のむかしハあることなり凡天と地無躰
としては中に土を地と統ぶるにやも日と火の霊に異(アヤシキ)も名

て日水と號る夫大祖ハ日神にして月讀尊ハ滄海を
治とするまでを載邦火水の二を霊とするところ
曰し以為月と水の徳によりて人間生出地の主靈人と
なりてゐるものなり陰陽といふもその所りて成火ゐる
ものなれ唯一乃日所り一乃月依りて火水の徳を合せ
ば故に天と地との間に行る宇宙ハ月によつて浮め
し海水の満潤ハ月につれて枯れあり海濱て大水と云
この二乃氣息相包さ陽より人皆出生し禽獣虫魚金石
草木一切の萬物まで出生するなどいふに及ぶ須史も
忘火と水とハ形氣ありて渾然なく生て生ずるのなれ

丈隨に有り嫡に亡し形體を備て動作あるものハ此二
の氣をもてそのもとゝなすものなれバ二の氣絶れバ
生ぬる時あり人を一小天地といふも男女を并ていふ
べしかゝれバ別分てハ天地と背といへる天ハ地
水火風を四大とし竟に虚空としハ世理なり和蘭ハ
水火氣土を四大元行となし氣といへるハまた天
文の事に違ふるのゆゑなり凡そといへども火より生
ずるといふものも詳に蘭華語に記ありといへども記出
されハ略しぬ火水をいつくも根本ハ一の天日にお
るものゆゑ姑く宴に俯出せりいつれにも現在の上に

て點察に至りてはいよ〳〵其やさて天日に出て生ずるの德
あるハ即水なるハ地においてハ名土と云るに在
地にしても猶高き所に民の住居もなりしも樹藝(モノツクリ)の為に施(ホトコサ)
ざるゆゑ何れもの膏壌(コエツチ)なりとも瘠地(ヤセチ)に劣れること
なりかゝる所を深く耕を鑿(ホリ)穿ち水を引て村落(ムラサト)を仕立(シタツ)
ふ工夫あるべし万葉集に大君ハ神にしませば赤駒乃
ら川荒岸に海をまへにとも添めるも民の水利を得
させらるゝ大池を掘らせ玉ひ世永く恩澤を被らしむ
は民に德を仰きなりて天皇ハ實に現神(アラヒトカミ)なるを渡しませ
はらの大山中をもこの池となしたまひぬと稱しなり

し也暑鮮に曰是御獵の時乃反寄とハ叶ひてを事有し时
の寄まておみに端書ありしか落失しあるべし去の
（考あに阿こゝろまゐ）又名ハ石に中てあるよのなれも喜石(イシ)の沙礫(サヾレ)
ふと交る所ハ出名なしとも天水を保ち濕氣を蓄てお
のつからに滋潤の氣ありいかにも旱して名を引き名田と
なさは上腴の美稼を得べし素(モト)より水源もあり地利も
よろしき所なるハ何れいろいろも及ぶべし名利なき所も
天日に先きを受べき地なるハ人力をもつてさんにいかな
る高原曠野(タカハラアラノ)なりとも民をてらし田を營業(イトナムワザ)を行(ナシ)さし
とゝのへり次第は夏の旱魃に草木みどりなるは炎氣
の照徹(テリトホリ)て名氣の潤を所なきも梅雨(サミダレ)乃後土地も殊にうれ

陽にめくる上に天日の火氣みちかりて照り通りぬる所ハ
おのつから蒸せるをもて火の温煦ありて物生し
やすし されハ北より南ハ人間も多く出生し絲麻も其
土につれて穀も殖ゆれハ水土の利常に暖地へ偏りて寒土
に闕ぬるものなれハ水氣ハ常に北にありて稲種を播ても
米實りよく味もよく熟すれハ故に人の氣質も北方ハ強く
南方ハ弱し 凡南北の一偏に依るハ強柔ともに偏りたる
に當今海内大に開て人跡およはさる地もな
く今の蝦夷人なとを見て 日本を上古ハ質朴なれハ
彼らのことくなりしなるへしと私に度り想ふハ氷炭と
なきるの證なり草昧さへも土によりて異なる
日本中土と蝦夷の偏土と何とて人物とくらへものに
ハならぬ魚さて只宝物なとハ適南島今清王の邁乃地
北夷に古の遺制傳る事ハありけり

に都せしも一ハ北虜を禦くの遠慮ありて南方ハ僻に
足さるにあり是ハ大都會此地ハ北方に建ぬれハ南方
へ財散せしと朔方に民聚りて偏安なきやうの為なりと
いへり○山堂肆考云三代以上天運王於西北故戸口莫
盛於西北舜禹分天下為十二州淮漢以北居其九淮漢以
南居其三周公分天下為九州淮漢以北居其七淮漢以南
居其二三代以下天運王於東南故戸口莫盛于東南西漢
元始當天下十之一東漢建安當天下十之二西晋太康當
天下十之三唐開元當天下十之四宋元豐當天下十之五
是蓋王運に因て論せり 本邦の在昔も夷狄やは 天

孫西州に都し　神武中州を建給ひてより華夏の盛なる
殆二千五百歳而後人衆の冨庶今の東武の如なるを
聞ず蓋天運西して復東するかことなし臣謹て之を按に始
崇神帝皇長子在りし之を豊城命と申し尚武の象ある
を以東國を統治せしむ其孫彦狭王　景行御運東山十五
國の都督に拝し給ひ百姓王を慕ふこと父母のごとくす其
子諸別王克先業を受給ひ蝦夷自来て地を献る豊城命
の後蕃衍東國の人多は其出自にして徳禽獣に字し政
兆民に得る然是おのつから東國一方の主君となる後
世風雲の會に乗し大将軍に任し人盡東國の材に非

ざるはなし始日本武尊太子嘗て東夷を征伐し豊城命右
武の術を執て常東方を鎮し風浸漸に東夷も良民に故
あるを知べきなり抑文地勢の天為に出る所○水土
此理をいふときは地は足されにあらずして武の所なり
らざるを尋べし一國一郡に就ても都会なれば人聚る
其地は必水利あるところなりて利あるは居宅稠しく
廬ゆゑ耕種せんとすれども白地をゆゑ水利あるとも
民居なき地は自然に荒廢となりて出作なるべき穀物もなく
仍てしかれ漢書平帝紀募徙貧民至徙所賜田宅
什器假與牛犂種食とこれあり是は曠茫の地に移り百姓

と竪立(シタテル)の政あるにもあれとも南地の民ハ此方に從(ウツ)さん
とすれハ配所に亂(ナカサ)るゝやうに追逐るゝこともあり人氣
の常に陽に向ひ且ハ土を懐(オモ)ふの情自然なるゆゑんな
り○諸州にハ山國(ヤマクニ)水國(ミツクニ)の變(カハリ)あり山邑ハ峪峽(ヤマアヒ)間谷川の
地多くて田も山田なれハ旱歳(ヒドシ)にハ損(オソレ)されとも日あたり
よろしく寒冷少し水國ハ迴瀬(セミ)多く平田がちなく日
あたりよろしけれとも洪水溢(アフル)る時ハ忽に水底となれり
但地勢高き所にハ水の患やうとしさるハ一國のうちにハ
山田も村田も互に間錯(イリマシリ)て作れる所ハ旱潦(ヒデリオホミツ)の災ありとも
も一方ハ其まぬかるゝもの也　海(ワタ)の神(カミ)　天孫に教を授

けて「兄作高田(アケタヲ)者君可作洿田(クボタヲ)兄作洿田(クボタヲ)者君可作高田(アケタヲ)為
然者吾掌水」とのたまひしもおほけなり高田ハ乾燥の地雨(アメ)に宜
し洿田ハ卑濕の地旱(ヒデリ)に宜し海神水利を識て旱潦の備
を存せりとも言豈淺くあらんや　凡火水の性火ハ上りて水ハ
下るゝ上下此に定まり
又水流の紆行するハ猶女の嬝娜のごとし大川の斜に
迴るも其性なるを直さまに極まりて其流を導き其灘に撃
創せる跡を新田ならんに開(ヒラキ)めることあれとも其性なり
ゆゑにいつとなく右を激(ツキ)し右を衝て或ハ渚(ナギサ)となり
或澱(ヨドミ)となりて再ひ修濬をなさんに却て其墳(ツヽミ)を蝕(ハム)る所ゟ
らさるにいたることありて深く浚する處を浚ハ一方に
斷(キ)れるふと要池ぬれハ一方に斷さる様にて損ずるいし直流
の水勝るときハ山陵に懐(ツカ)襄(ノボ)る屋墻(カキ)を穿(ウカチ)滌(タヾシ)ちると
斜に流るゝより其勢急驟(ヒトトキ)なるとおし仕を忽しな
れハ近江く魚なし所水ハ柔(タヌ)なるハ常に右押直ゟゆ
ゑに勤(ヤサモ)まれハ川直(ナホ)し水澤なとく自由にあしうかさ
多しさるれに大雨洪水となる時になれハ人馬もこれ

かなれば灑漑のハ甚張まるより代といくらとらぬ限
なし弱女の押やすきかなれば溢れ流るゝかことし大ハ場
をまし小ハ場を新す火の水に勝さるとみえても女ハ男
より長壽なきを発らしさりとハなほあつりふどのハ之
と押弁ましくて其性に順ふより治め易し輓近浪華淀河のよ
その人あまねく懸巌を焚崩して水を行し深浅に志
さるからを疏さむる事とも紀もあれハ深いかを
きれと吾邦ハ輿地南北に狭く川流の海に入るまでの近
くなれ經既に平治して然も横暴の患なし西地ハこともさ
は黄河をめぐりして巨川濁流の行流速く其の暴く
な災ハ次第よりも怖れたりと歴史にみえたり綱鑑
宋紀水闘の異を載るかたとして斯邦ハ未だ聞ざるなり○田
地の水を濫放つすると己の田なくしてハ父子兄弟
の分地といへども互に告ずして皆一切りなさしむれ故
宜しからず畔放溝埋籤挿絡亘なとを罪科にて深し重
しめられて其法を犯さるもの無し聖人の法ハ萬世

に流るゝから亦し然ども六七月の頃炎威地を焦し渠
溝皆干涸に及て八農夫昼となく夜となく田畝を巡
りめぐりて己が田に流を引きんと浸なり 按 水を引と 俗に呼といふ
ふ引するの類なるを言に水貫といふ
ゆらふ田に水をとまるるなり其中にも水の績め好む者よ
於て八夜に乗て窃に他人の畔を毀して己の田へ浸入
なとして公事訴訟にも及ぶことも毎にあり畿内の中大和
河内ハ葛城山を中央として國界とす 按に首城山ハ北 男山より始る志
貴志郡金剛の衆山より南熊野に続其山水脈ハ一まく
を山脈連りて七千余里とつゞく
左右に分れたる山ゆゑ稲田に灌する上流を大和河内よ
りも互に流を爭いしもんとして夏秋の交歳々争水やむことなし

はなし其他の田なく堰坊川除なとのたよりなく争界の
入組あることの限なし歟にあらはさるの名をつくあれと
ひくからくこそありせさりける輟耕録袁介踏災行農
家争水如争珠と作せり按に古事記に天之水分神國之
水分神あり注に分ハ分配なり万葉七に三芳野之水分
山とよめるは大和にてこれは分の大和河内摂津安藝等まちとも呼べるよし
の所に水分の神社ありし凡て万民を養し功を成さし
る神といへりさるに此神社しも大和河内にあまたハ
大古より争水の事ありしを示さんと田水を配るの跡
ありしものなるに此今の用水かかり溝洫條なとにて

の吏とおれし出雲風土記に用水所集とありて用一に
八田の字に作るもさらに八田なとと用ひしよしに晩に今
よも出てふるきあり東鑑文治四年三月十九日遠江
守義定使者參着於當國所領今下人等引用水之處近隣
熊野山領住民等相支之間起闘亂相互及刃傷云々戰國
策云東周欲為稲西周不下水東周患之蘇子往見西周之
君曰君之謀過矣今不下水所以富東周也今其民皆種麥
無他種矣君若欲害之不若一為下水以病其所種下水東
周必為種稲而復奪之若是則東周之民可令一仰西周而
受命於君矣又晉書云杜預修郡信臣遺跡激用滍淯諸水

以浸稲田萬餘頃分疆刊石使有定分公私同利衆庶賴之號曰杜父○水の掛引といふハ陰陽旱潦を見はからひて多けれバ守方と撥排することなり五六月出穂田に水の深さ宜抑おほしく二寸許あるハ瑞よく実のりあり是志上上田比地なり中田ハ一寸歩ま水三寸ならバ穀實ある無し下田ハ四寸ならバと太寧なりと○旱魃の患和漢極難とす万葉の歌ニ雨降ども日の連バ樹し田を播し畠を朝毎に萎枯過と詠り後漢書献帝時三輔大旱帝避正殿請雨遣使者洗囚徒原輕繫是時穀一斛五十萬豆麥一斛二十萬人相食啖白骨委積帝使御史侯汶出太倉米豆為飢人作糜粥經日而死者無數帝疑賑恤有虚乃親於御座前量試作糜乃知非實使侍中劉艾出讓有司於是尚書令以下皆詣省閤奏收侯汶考實詔曰未忍治汶於理可杖五十自是之後多得全濟○新儀式曰若四月以後八月以前久不降雨必有請雨之事中略引神泉之池水灌京南之田畝炎旱尤甚農業多損或降詔命減除服御常膳之物又免調庸租税之未納又遣使諸社奉幣祈請就中丹生貴舟二社別令祈禱或令奉黒毛馬基長の歌ニ神垣ニ引駒の毛乃色見えて雨雲きらへ丹生の川上 卜部兼倶記曰一條天皇正暦二年六月炎天連日萬物變色詔奉官幣於十九社 又曰八九月間淫雨不霽必有祈霽

之事。又於二社一令祈禱奉赤毛馬と有り。是王世の恒例なる故に

後醍醐天皇の大御哥　此里ハ丹生の川上ほと近し祈らハはれよ五月雨の空

兼倶記曰　村上天皇康保三年閏八月霖雨經月、九天覆雲、詔奉官幣於十六社。

凡隆旱ことに天使を丹生木丹に遣して雨を祈らしめ玉ふこと史記にしるし絶えず。皇極天皇元年六月大旱。偏禱祠宇終無所效。於是八月甲申朔天皇親幸南淵河上跪拜四方仰天而祈。雨即雷鳴大雨。遂雨五日傳潤天下。九穀登熟。於是天下百姓俱稱萬歳曰至德天皇なりと本紀に見えぬ。

臣國柱謹按に吾先侯大隅此嘗偶といへる所部居住此時夏の初より月を彌て雨ふらず残り苗代も涸てもなしく浅新生の族みなくなりてしく民の歎大かたならずも侯歎

らる国所大巳貴乃神祠すあり延喜式内又小須といへる所なる早谿の神祠に渇して清雨の祷をあらし一首の歌を奉られ五月雨ハ雲まりてつゞるに空に一首国乃雨神う恵ふまうりによ係て神慮す納られしかは即日より大雨速よふり續て民を震らぬく村内遂に旱魃の患を免まぬかれけり此所の民旱あることに雅士の哥を留へく祈り請は雨ふらさるといふなく今に至て幾ど二百載一村よハ旱損の歎をきく事のなし実偶然といへ共夫やまとうたは天地を動かし鬼神を感せしむるよしなるへきむかし伊豫守実綱旱と憂ひ三島の神よ祷りて能因法師によませける天の川苗代水にせきくだせあまくだります神ならハ神と詠しけれハ大雨俄にふりて禾苗枯もなかりけりといふはたと世の知る所なり先侯の詠と其徊ハ体情なきやうなれと行とて冥との俗よ萬点を得セしやなしと云ふ翁ありなんかされと我の存ハさは侍らさりし古今の序よもやまとうたは人乃心を種として萬の言の葉とそなれりけるとあり哥は人乃心を詞にいひ出しなるまて祓よ吾邦の言ハ川詞なりは詞のうはかしきを以哥とハいふなる西土乃文字をかれてし天地乃喜説を

以てなるとおのづから差別あるぞがうちに人乃まく
と言に出たるを言(コト)といふ言ハ志言の道なきは言霊(コトダマ)乃
さきはふ國乃栄のためなりとハいふめれ志かるにんよお
ともなふをもあやとてかざり張皇してたかくしくい
ひなしてんかゝれとしハたゞみそなし取かへていに
しへの哥らもハ頽くしく直(スナホ)まて後のハ詞ハさくえな
れともそのさ志なまめありこハ武事のおとろへぬる
なかりきしまゝを出ぬ世の歌でふうちにも玉鉾(ホコ)の道し
ある事霊(コトダマ)の助るともわきて深くなくておのづから乃
まことなきにまゐらせつゝ詠なりけんにハ歌とハいふ無
かゝ後と作るをや古淵うしろ歌よくろ若にいつらく
いふし人の歌てそ手とせのさいある人のよぶなけるん
たゝま乗も月日とせよまさくかはらで花をみおみて昔
今詞ドよるものは何なるとおもはさき名高く咲えける茂
原寧楽(ナラ)なぞのみ至まりよりと花てそ山かけの様(スガタ)何や
しれ名を読つて年月わたるもよむなどしてそあるおの
げから吾心肝(キモ)よそこに少ほまなしさる何でいふし人へ
のふ出く詞雅(ミヤビ)かふいさしかなる様らはしふちるもぬ
ぞ高くもしをつしきんなくても思ひよりめへしうく
て後に万のふるき文ぞるとをえんに始まハ深(フカ)き山と

越て里に出遠き海を渡りて國に到んかめく世の中て
ふ君ハ物なく事なくいとけなる人をもはとしへまうう
けぞ經らぞきひぞきし信ぞ之地にかなひてまひらせむ
ちまゐし古の安國の至何ら節よ上下大道の神代御代
ども紀り明らめても君ハいかし人の家なるらもお
のがよむ家なるかも かぐ山といふし人への事ハ紀ら
ぬと吾見てと久しれなきぬ何弛の香具山子のとる
おしへ行とその母旅人の至ぞりせむ野に霞ふる集吾
子えぐらめ何万の鬱離つ海の伊勢の浦ゆきの故母
こゝもなるとせうふる何万吹風の空き秋にわか世の
実ハ橘らぬらん旅路より上る時女に別るとてまれ
ら男とおかつる吾やえぐさの三(ミツ)堪のうへよ詞のがえん
むにひこれてにのこ忘れハくるしれの末橘花の色
に出ぬへし その心里ある時ハ何らのすきこにか
ふらえぞ忘し 其とのとふきてそ志れ 旅名くはしき
いおこの海乃沖つ波ふ重にかく思ぬ大和島ねハなを
いとおほうり 又曰いふし へはまたら男ハあけくとく
しきともひとすれハ夢も忘らさると古今哥集のこ
ろとなりてハ男も女ぶりによみしら集とそこにえたふ
のおちなくなりぬけらハ女ハふぐ古今歌集までゐり

なんといふべけれどそはたゞむつかしくぐちなる世まで人
の心に巧ならく言にまかせて頭をわざと志られ
むおのれかよろしかられんにも何かしき事あり古
人の志たくしてん高くみやびかるを万葉に於て後に古
今集へ下りて学ぶつし この理をわきまへて代々の人
たゞ歌集に似たる哥よみぬし人もすゑぞ其この古今集
の心をも深くさとれる人なし 抑ハ未より上と見れハ
哥の家たるぶて明らかなるそいちよく高く登りて上とく
明らめて未なる見よ高山より世間を見わたさむおとく
一目にみゆべしとのくおころとでなる人上なる人の
心ハ量りがたく上なる人ハ此人の心ハ推しやをきがたし
よて学ハ上より下るをよしとやるべし又古の頃故西洞院
風月の説とぞ伝りしむかし延喜三年卜部兼直伊勢へ
の勅使うけたまはりし時日よ雨晴をきよ祈り本宮に
ことをもて祈誓しけるに天津風あめの八重雲吹ハ
らへよあきらけき日のかげみんとよみけれはむま
の時より雨はれぬると新勅撰集にもいとめ
でたき歌とに思ふなりかく哥ハ道をよまけれは伝へし
されとかくて後はよからん神を感納や備し給さんと心

にあまりていひ出さんには得しき感応もあるべきなれ
ど只清く書きたる赤き誠の味一つよりよく出やる
まじき自然に鬼神もあはれと思ほしたまふべくしてもとし
へられし俗説弁に曰 夫天神を祭て感応し或雨を祈れ
は雨降晴を祈れは天日晴ハ此る事議 貫之金石の志とわざ
也 西国まで執事公上使に参りなんに守護官吏的晴を
祈て晴を祈らり或曰何とて渠が分で天地人通せる
まじからん偶晴れ降れりと極むる是一槩の論なり匹夫の
誠も天心を感せしむる理気の常なりまいはゞ一人而感天
地 常人凡下の所及にあらざる致中和の人に何る事なり
又按に宋史に 王十朋凡歴四郡所至布上恩恤民隠朔望
會諸生學官講經諭政僚屬間有不善反復告誡俾之自新
民輸租俾自槩量聞者相告宿逋亦願償訟至庭遲詞曉以
理義多退聽者人無不繪而祠之去之日老稚攀留涕泣越
境以送之思之如父母饒久旱入境而雨湖積霖入境即霽
凡禱必應誠不獨感人而亦動天地鬼神と見えたりさら
は先庚此奇も國の為世の為に諸の一念よりいひ出され
しも即すなはちまことにて遂に雨を致の感応もいち
しるしかりけらしよそ志くに係るゝし 韓事品彙曰朝
てを述るうちきるとあるしとかり

鮮大旱洪水の時止雨請雨國王親から努修ありて鄙野に
ては地頭祭まで西觀を祭らせられけり又沖縄玉城間
切玉城に玉井といふ靈泉あり國王毎年雨請の祭あり
先年沖縄旱の時國王の詠る歌かくて志と民の草葉乃
かれ行ばあまくだれとや河まつるの神世派まで大雨
滂沱たり河海つくハ海祇まで此あたりに豊見城高嶺
あとふ山嶽峙て故城の址多し此あたりハ明和年中潮平
親雲上土佐の大島へ漂着せし時の話也海祇ハ豊玉彦
我祭るなどあれ古事記吾掌水を行事とハ祈雨の事然
宜なる哉といふべし　和訓栞に出せり事実なるらん

に復此にも載らる文徳實録曰嘉祥三年詔以武蔵國奈
良神列爲官社先是彼國奏請和銅四年此神社之中忽有
涌泉自然奔出漑田六百餘町民有疫癘而愈人命所繫不
可不崇祀之　按に奈良神社ハ田道の靈社也田道ハ仁
徳天皇五十五年蝦夷を撃し時軍利あらずして亡せ
伊寺の水門に戦死けるが靈大蛇と化て遂に蝦夷を亡せ
し今又奈良神水旱疾疫大に民に功徳あり其靈神の赫
著觀るべし但享和辛酉六月陸奥國牡鹿郡蛇田村に田
道公の墳を土中に獲と云その碣看しさと何ぞこは蛇
田村の名に縁て偽作せしと覚ゆ　按に姓氏録曰巨勢男
人　皇極御時遣佃葛城長田其地野上漑水難至荒人能
解機術始造長楲川水灌田天皇大悦賜楲田臣姓此等い
或は官社に列ね或は姓氏を賜ふ皆水利を重する故也
かし年日向諸縣郡馬関田郷柳水流といふ村の谷々
経てハ溢れをあらしゝが寛政八年冬の根邑より忽清

水大に涌出るもの水勢稲田千斛の用をなすを漑に無し
凡源委なき所に泉の沸出しとはすくなからず乃地中に
循環あるべしとおもふ道し又古事記に御井神何是家こ
井を掘て民の利と與しまふ御功ありしを同て称ある
よしいへり

玉暦云凡欲穿井處於夜氣清明時置水數盆於其地看何星光最大而明定必有甘泉五雜組云遇深山無泉之處掘井一二丈不得水者可束蘊薫之而密覆其上火烟不得出必尋泉脈隙處潜通即它山數里外泉皆能引而致之烟通則泉流矣北征録云尋泉入山遠道及砂磧之處乏水者掘一穴容一二石許用濕蓬艾滿中燒之猛火而閉一小穴相通四望之但見烟出之處不論遠近掘之得泉肺也妙哉石山中即近石掘之如山即草木掘之砂磧擇高處掘之此能救急但烟出多水惟深更妙亦但尋煙出處皆有水一食頃烟未出者再開一穴求之無不得泉肺也宜博志之朝鮮師律提綱云營辺如無水者以地中葭草水草之處及地有蟻穴其下必有伏泉可開井取水又尋野獸蹤跡去路不遠有水如遇緊急水隨行者須用羊皮渾脱盛之或大葫蘆亦可

是等の一件田土沃灌の用をなすきの事にあらずとも備あるにちかし

集義和書云山は國に立て第一の高きものにて君の象なり山の草木つきて土砂の川谷に落るときは上にある人の富貴失ひてしもにくだれるがごとし渭洛つきて夏亡びぬとむかしよりいへり渭洛のつきたるは水上北山の草木つきて神氣うすく流水次第におとろへ大雨にも土砂を落し入て川すぢうづみ流れも山をくづし川も源かれてめぐりあかれまいにしへを流後に地をとゞむといへども名山大澤は封せず山沢氣を通し雷氣相助く故に神霊の功験あ

是播州備州の海邊に付ける敖郡のこと北の夕立を
神氣及ぶ播州ハ淡路嶋より起る夕立をれ嵐備州を
小豆嶋より雨来り京都近江なとは六七月の旱にも
夕立あるハ湖の沖氣はよきりあるゆゑに京までも夕立おほし
比里千上北につゞきて涼山多しその外ゥ高山崇嶺ゥ
さなりこれは靈氣わき淡路嶋のことき草木しげれ
ハ神氣も残り草木ならねは神氣もうるほし又名付諸國
せり松山と好ハ本をくらやまとさゆゑなるも松山ハ多
しかりても神氣の当りけふをなかりし松山のはに
草生せさるゆゑにて出る松にかゝりかゝる涼雨露田畠に入

ては毒(ドク)となれり松ハ浦濱なとにある桐油乃木なとも山を頼
木にあらくハなし紳書曰越前松平家某(ソレガシ)代にありて國乃
東南にあたる白山より今庄へつゞきたる凡三里あまり
に三十里ほとし美濃路へつゞく山行乃木立しげきこと
いふばかりなし此山と二万石余の年貢をせて新田とせむ
との行り國ハ日ゝにおとろへたり能すそて既にゆる
さ浄へきまにあらしに奉行衆を渡るれとゝめそ
のなとゝ問へハ城下舟橋乃名源ハかつこ川とゆ此
川の出るハ彼山より發して雪水を受けて雪水来
此時ハ此舟橋川おびたゝしく出水さて〳〵是を船橋まで

わづかなりこれハ山国乃大雪たりといへども木の下
岩乃はざまへふりつもりしハ春になれどもとまり積乃雪
解て後消るに解消するやうにハかぐる雪水かくのごとし若
みの山林木をきり拂て山にふり積し雪の一時に解来
らんにハ坡下の人家ことごとく水の中にありて人民漁
となるべししかれのことなる泥土をかしき入して田畠
損亡することいふばかりなかるべし又此山乃
雪消るに解ゆハ冬夏も流れてそれを引て
用ゆるにもして旱まても損亡しらの雪一時に消る也
ときハ春ハ大水夏ハ渇水し水旱ふたつの損亡一二

山をも水下して幾万畝の損亡とあるべしされバ沿られたると
いひしおとにそのすぢやうなるや関田耕筆曰近江彦根
の陪臣大菅中書父といへる人の徒也を撿せる時或山家まで
不納を乞ふにつきて其家の後山に林を茂せると見付
是を伐り払て代とせよとはかく未納もおさまりなんと咎
む農夫いれこれなくてハあれのみやぶりならふ事とす
つゞりたふ其ハ何の事故と問いしに雪はげしき
ものなれハはげしく頻なるものなれハ林をもて防ぐ
れハ家をうらふことなりと答へける中書父ハ古義を
好む人なれハはじめてしらぬ万葉にふる雪ハあはに

まなふりそ吉隠のおくらいの岩の塞なる流くまとめる
とふしく是まてあれはふりて殊になる塞となりうるさ
かれはあれはふるさとなれとしぬ也かりそへ
里瀬や岩は水気あるなるよくつむはりは露雪に見へし
ゆるむて流きなるよ気なくて堪しされはあれとは小なき
らんと上田秋成は嗽せり聞見録云王荊公好言水利有
小人諂曰決梁山湖八百里水以為田其利大矣荊公喜甚
徐曰策固善決水何地可容劉貢父在坐中曰自其旁別鑿
八百里湖則可容矣荊公笑而止予以為類優旃滑稽漆城
難為蔭室之語故書之可の利を説との折なるかくこ

そありられ當座なかりの利口発明を喜て永久を計さ
るは終には損亡の事目なりもして来ぬ按るに山林此制
いにしへよりきひしく纎多き家あり弘仁十二年太政官符曰
一應禁制斫損水邊山林事 右水邊山林産業之勢非只堰池浸潤之本水
木相生則水邊山林必須欝茂大河之源其山欝然小川之
流其岳童禿爰知流之細大隨山而生夫山出雲雨河潤九
里山童毛盡谿流涸乾五畿内七道諸國山川海江濱野林
原等一切收入公私共之但山岳之體或於國爲禮事須蕃
茂勿令伐損中大堰之岳專有禁制小川之山不在禁限因
百姓憚遠貪近川上山林任意伐採至有旱年溉之苗焦動

遭損害職此由也望請川谿泉源溝池等縦漑田水邊山林藪澤不問公私悉加禁制並莫伐損令曰凡取水漑田皆從下始依次而用其欲緣渠造碾磑經國郡司公私無妨者聽之即須修治渠墻者先役用水之家とあるをもて今稲田用水に係ることの一二條を標して他日稽査に便きの材資とす

土積(ツミ) 書紀○即堤坊也三代實錄貞觀十一年勅夫積土築堤尤為避水河決之害甚為難防

田手(トテ) 亦土手と書あり田中の道なり又ハ道なり

堤坊 隄防義同し正韻築土遏水曰隄壩灞亦堤なり○石堤 前漢書溝洫志據堅地作石堤勢必完安經解云以舊坊為無所用而壞之者必有水敗

蓄名デイキ

水ハよく防ぐをもて譲あるよし地官(チカタヤク)の秘訣とも云へし又衝(ミチ)しく水の激(イカラ)ざるやうに入して宥(ナダ)むるにあり又あるいハ瀧壺(タキツボ)まて其勢を平かにするに術ありて瀧壺まてあましかけては其流を北に導きて海へさせ直に東南の方(ヒキ)へ向て落ずゆやうに導く要(カン)所は流れ川なとにて堤の表に水淳(タヽ)へたと海のごとくなれハ出かけ見ゆる洪水(オホミツ)も湛(タヽヘ)ぬ瀦水(タマリミツ)なく変ことなし也よせとハ堤ハ多年一塊(ハニ)土の堆積なる

さるゆゑにかく死水のまゝなる所より唯出水の流衝
の道に當るは必敗なり○水出て堤をきる時のために
く修むべし人の力を極て水附ふして古堤を残すべきと
多方ハ古穴あり都てよし水の強弱によりて川下なりと
廣く築るべし○堤傍堀の時腹付上置春ハ川表を第一腹付
よいにふるし子細なる草の根もえ熱て堤丈夫になるなり夏秋ハ堤裏と築直
し然して冬築る土ハ夏秋にいたり土肥草茂り夏
築るハ秋冬にいたりて土瘠て崩安し○堤川表に柳を
うゑべし河邊の木ハ多くと上高き堤の為にはよく柳
ハ殊に優垂てよし細葉柳ハ堤の腹にさし丸葉楊ハ堤乃根によし根を張て土付に柳ハ土

をさめて堤の足固くするものぞ万葉に楊根濱とつ
づくるも楊の枝ハ土にさせばいと能根を生て葉れ
ハいつり古人の歌ハ実用 式曰凡神泉苑廻地十町内令
あるさとかくのごとし
京職栽柳町別七株 又堤の外に荒地あらば櫻杉檀栗の樹を
植てよし洪水出る時水防となり兼て薪に充事し令營
繕式曰凡堤内外并堤上多殖楡柳雜樹充堤堰用となりハ
堤井ぜきの用に役くるたよりとなり 駿河風土記曰榎田堤
毎歳仲春仲秋之望令
郡民植柳栗日別一千丁食充國府師家其食塩
充御保由居盧崎海戸三年別防河使令之正事矣○堤に
篠つあるにハ堤なりみはわるしひかえめ新堤みに小
口築よきあしけおよも篠付置うつけ篠小口をそび結に
てハそぶい葉口ともこ東人ハ篠薪とそぶといへり○堤

茅渟口のあまり斜なるハあしゝ大躰一倍の溜るへ
し天智紀三年於筑紫築大堤貯水名曰水城むかしハ土
を築ば城と云へり然巨川なとの水衝によく堤決なむ
とするハ其地形に随て二重堤を設べし其交ハ平日ハ
田疇になし置て可出堤を此儘なり凡堤を修繕するに
ハ堤足を堅固にすべし堤の裏土を取べからず遠ざけて
川中の高みの土を圓く掘て取べし是を壷掘といへり
○易に千丈之堤以螻蟻之穴潰といへり堤に蟻の漏あら
ハ速に塞へし凡堤のひよりに漏あるときハ堤表の下
ば木竹なくまてはこまなには刺込これハ水漏る所より溜

且隄裏(ウラ)に出る時隄表に茅藤数を打つけ漏穴を塞く
無し又右のごとくにすてを漏穴知れざる時ハ堤上の
馬踏(ムマフミ)を 馬踏ハ堤上のことなり あまり尤もなるもの 水表の方へよせ箱掘(ハコホリ)にを
れハ 箱掘とは堤の上を 掘ちるなふ堀也 漏所(モレトコロ)志れ易(ヤス)し此時ハ込灰(コミハヒ)茅草(カヤクサ)
其ぢを打のぶせすて上下土を突堅く無し又箱掘すてを
漏穴知れざる時ハ水漏(モリ)の上行に土俵(ホリ)沢山に打積込
に漏穴潤く成り堤欠潰(カクオチイル)にをよびて上此土おのつから
落つる也水止るなり○西土(モロコシ)宋朝河決の事度々ありて文
彦博か隄岸の決溢ハ天災にかかりて実に人力不至也と
いひしたとへとおりひ合無し

井剗和名鈔○剗ハ壅也凡水に井をいれて塞とむる如し
皆水を引取る所なり田井より出さるゝ洞なり

為世久 新撰字鏡 井手 万葉集○手ハ道なり

堰埭 和名鈔引唐韻堰埭壅水也 字書壅水為埭曰堰

諸堨以既稲田

壅堨 字典壅堨以土障水也 魏志劉馥治呉塘

蕃名カアデイキ

今義鮮曰堰所以畜水而不流者也川を築切て左右方より
仕出し川の真中にて築留めし大川を築切には流るゝ所
なく見合せし是を大に合といふ理道要訣云秦以李冰
為蜀郡太守造百丈堰灌田数千頃蜀以富饒○川築留めかゝる
時ハ土石など俵に入させ大川の所へ前方より

掛け築留めし○川下窪き所にて押埋みたる水枕てふものを
二ヶ所木にてつくり川の恰好により凡廿ヶ所にせし川
の涯分ゆる処より十ヶ所或二十ヶ所を下げて図のごと
く水枕ふしてなを漸々に地高の方へ引寄せし地
底の方へ引との形高き方へ水強く流しかくれハおの
づから窪く成れる上地低き方へ砂を押はみ堤に成る
べきためうまくとし通鑑魏紀云蔣濟豫作土豚遏断湖水○土豚
亦作土膝土埏以草裹土築城及填水也○容斎四筆云乾道九年秋贛吉連雨
暴張予守贛方多備土嚢壅諸城門以杜水入

ゑ尾の瀬をちやこかそきえあそく井まのさやけさ
是地係方ま大に台より十四五間を過てゑ秋ふのまとし

此所よりよゑ出して堤より十五間又六三十間を返てよし茶葉桑佳潤初瀬川流る
是地高の方ゑして此方ゑゑを引流きかうくのとし

柵 万葉集○堤ハ土にてするとせき
柵ハ木竹にてするとせくなり
柴柵 荘子内支盈于柴柵　寨柵 三才圖會排木障水也
字典柴別作寨非是
水柵若溪岸稍深田在高處水不能及則於
溪上流作柵遏水使之旁出下溉以及田所　水柵 農政全書
蕃名カアイ
東鑑泰衡於阿津賀志山築城壁國見宿與彼山之中間俄
構口五丈堀堰入逢隈川流柵○古今集に秋萩をしがら
みふせて鳴鹿の目にはみえずて音のさやけき　顕昭曰
鹿の萩を折伏するをからみてしがらみと云柵の字なり
荒籠 古事記作八目荒籠取其河石合鹽而裹其竹葉又如此
石之沈云々　八目の荒籠とて石を裹ハ即今乃石籠の

衛なり荒籠とハ其眼の粗大なるをいふ
石篗 石籠 蛇籠 凡其要に擬りも軽きに就て名物一なれとも
石籠 三才圖會石籠判竹或用藤蘿或木條編作圈眼大籠
長可三二丈其高約四五尺以籤樁止之就置田頭内
貯碾石用捍暴水或相接連延遠至百步若水勢稍高則壘
作重籠亦可遏止如遇隈岸盤曲尤宜周折以禦奔浪併作
洄流不致衝蕩墩岸農家頻溪護田
多習此法比於起壘堤障甚省功力　臥牛　石笆 以上同上○笆
亦作圈明成祖永樂十年工
部主事藺芳立治圍之法云
蕃名ステーンコルフ
籠ハ堤涯にハ居へし水涯へハなしかくしかく家ハ
出乃さきの幅ほとる籠を作り出の上まて石を填本
かく涯へ蒸を此の上に籠立たらは出の中に籠を柱

古今六帖
大ゐ川きしのうるひ年ふとも我忘れとおもひこえやは

散木奇歌集
せきかせしさのゝ中川つらゝゐて井ぐいに波の音絶にけり

て作りて石を積重し篝の如くにハ水楊葭葦類を多
く植付へし根深くなりて土をかゝへむなり又籠にて
保つべき所ハ石籠を築き要なり名を石擲と云もの製
損松杭にて柱を立一間たゞに丈夫なる杙を打衝木を
貫し或ハ竹にてからミ之ハ小杙をもつて内の丸に
ハ大石中にハ細石を実山に石を積なりそれハ其に
従ふへし凡水中に用るの材ハ静面松をつかふ松ハ紀
土に鑿て久に堪て朽ず又左右を離て石篝を建るにハ
大小ともに半たみ其を上に出して水勢にまかせ
少し但水土に出さる所流につまりて土おまりて窪きり

されバ本篝僵て伴篝を倒くゆゑ水上に埋篝を設くべ
し埋篝にハ水上に本篝をならしこむ深さより二尺許も
深くなりて川底の地形によりて一尺ほども低くするなり
うに埋むるべし○埋篝の高さ図と川の広狭につけて作
なり堤川表みとくるしうさも川裏を敵にしくして
よし○又石篝設ても其篝の根立ぬくき流にハ篝の
上に木を架して其上に土を積重へし如くすれハ重と
なりて篝の根おのれと地に入て石の動出し時揺ぎぬものなり
そ○大川を浚るにハ川上より始め小川石川ハ川末より
浚ゆへし○川中に出洲置洲寄洲等あるにハ其後の

左右に擗杙を築のごとく石籠まで仕かけぬれば其水勢に押まて沙洲おのづから洪散なり其杙柱は上の石籠の重まで漸々と土に入ぬと深く成しまて其杙の裏にも復も泥沙溜りて実洲出来るは今して其土沙をよく流去回し○或曰堰埭の塘は筋直に作りを緊要とせば小川は必水筋出且たがりて其所へ水淀み土滞て突滋り川床高く成となりて流を支るなれば小川は其流の屈曲させるやうに流を其まゝ為べしまれども是は塹溜乃細流の事なり○むかし大坂川中の要害に出擬石堤を築て水勢をして自疾からしめつゝ水溜備

以水攻水の策を設ありて元禄中ありて其横堤を悉く除き撤て其跡を新開としたるに田穀数千石を得て土民之を利とすること二十年余りなりけるに其水源大和諸州の山田に多く淤泥を侵入て終に沃壌の山田之乃ち石淪没となりて復治も施らざるにもなりけりと云是元来は水勢を疾して泥沙の壅塞せざるごとく患海へ導くの水図を量りしをも其水勢の為に要害を浸し決りを患て其出堤を廃せる故水勢緩くなりて泥沙を洗ひ流すべき力なく漸々水上に淤滞て田地を漫溢せしなり

壬二集
つよひ出し
竹の下石
踏へて
くつれ
ぬよ
ぞりあ
よどの
川岸

六帖　為兼
早き
瀬乃
なかれ
さゝろと
せき留て
波乃
あら
あぶ
宇治乃
ゐつろ木

堰𣝝(ヰグヒ) 古事記ニ亦真𣝝ともいふ或ハ久比井ともあり

杭(クヒゼ) 和名鈔○字鏡 杙 川堰(カハヨケ) 東鑑

杭の字を訓めるも

椿𣝝 農政全書 樹立椿𣝝以抵潮汎

𣝝杙 説文○爾雅樴謂之杙 字彙橜竪木杙也

蕃名ヘイパアル

凡𣝝に辨𣝝(ハチグヒ) 承𣝝(ウケグヒ) 乱杙(ラングヒ) 川除𣝝(カハヨケグヒ)等の製あり 籠杙の類ハ川流の一方に偏(カタヨリ)て隄(ツヽミ)を崩す時之を用て水勢を殺(ソグ)為也 出木(ダシキ)ハ 出木ハ籠を栽る大木をいふ 玉篇榰所以輔木轉(コロバス)也 此云古呂婆世なる者是なり 川底へ澤木(ハレキ)を多く並て其上に籠を栽て是を塡(ウヅメ)ても猶木杙起し水に入る事あり 出(ダシ)ハ上流下流に向てはそよわし或ハ直く或ハ斜(ナヽメ)にもよ流しと次 又彈出(ハナダシ)筞出(ウケダシ)等あり 川の大小によく差異あれども凡出ハ先第

を一反ほど其上に篠或ハ沙を置也其間ハ竹に
て柵を結ひ水の其き通ふことなきやうにすへし 凡杙の根ハ大小
の石を塡(ウヅメ)へし杙の間の其き所を役るハ
なをし杙の間を攻め流の勢強く川下深く淵に
あるハ杙深くして凡杙ハ一隅に七八本ありてよし 川岸の
其木の長短大小ハ其川の浅深巨細に随(カナヘ)へし
峻(ケハ)しく深き所ハ下に据して出杙(シガラミ)を川表(スヱ)急(ハヤ)き所ハ堤の
上を斜(ナヽメ)に大木の先にて立もなるべし○崖淵深く出ることあり
き折ハ舊(フル)散材(キヅレ)を筏(イカダ)として其流の上に浮め大小の石を
積置筏とともにおのづから沈(シヅ)めて其上に石を積立
へし又藤或ハ笈縄(タケツナ)等にて結ひ川の中にさし出其上に
石沙を盛る其石を類(タクヒ)となしても有 延喜式ニ曰凡堀川杭者不

論課不課戸皆令戸頭輸之門無乃出ハ大水いでし时の
考へなし出此もさ向の堤よさえぬ反くよ築水乃落
てあふれ不乃径溜をふせよ○凡名しき両ノ陵堤
なとの崩るハ上より洗流るゝより之漏出
ほかなりよて竹芭の類を挿て土をかゝむ屋ノまなき
なしさなられハ幾度修ても梅雨なりおろにハまた壊
る也し

加世　蕃𠆢塞　田手搦
加世の畧也

楗　音健　溝洫志作楗　註樹竹塞水決之口稍々布插按樹之
河渠志武帝自臨下淇園之竹以為楗塞決口　註以草塞
其裏乃以土填之也

蕃名ドインヘルム
凡海川等の堤涯水食ひきたる所ハ竹芭茅抔うゝ頼
宜し古事景行巻曰定淡水門又作坂手池即植竹其堤
也とあり竹は樹られしハ土かゝふ乃為なりしき畿内河
功紀曰水至柔而能攻堅凡當其衝者雖鉄石必壊故以力
争之者卒不能勝焉竹楗柔輭而押承而制之則水無所施
其激搏之暴而自得循軌而行貞享中治大坂河也多下竹
篠分捕接樹以為楗凡一百八十餘丈　本邦未嘗聞有為
楗者今始用之とみえたり然とも　景行の御時以竹植
堤しかおとき即楗なり但古文簡にして人其楗さるを

溜まる事

水留（ミツタメ） 古事記

田中ノ井戸たまれるや 催馬楽歌○鈔に田中の井戸ハ池を掘て水を
も水を田にまかせいるゝと井戸

とい 溜井（タメイ） 水塞（ミツセキ） 閑田耕筆に田乃水を取ル井をも

ふせ 由利 と由利と云物ハ井に通ひ利

ハ多こ

洲ヒ

陂塘 農政全書○禮記畜水曰陂 字典築土遏水曰塘 水塘 三才圖會即洿池也 因地形坳下用之瀦

蓄水潦或修築圳堰以備灌漑田畝

蕃名ワアトルコム 亦ヘイフル

溜池よりも漑く所の田所を池田といふ 駿河風土記池田

神社八所祭事代主命祈雨祭之とあるかたまを観る

へし 正字通俗壅水漑田曰畔 田農の語に一用水一種物

三分の三つを欠て八田地なうし又五日乾八三割

違ひ十日乾ハ五割損と云 崇神紀に多開池塘以寛民業

是今の溜井の始なり 垂仁紀曰令諸國多開池溝數八百

以農為事因百姓富饒天下泰平也 是等によりては陂塘を

蓄へて流を導きて高仰燥瘠の地といへども野を治て

耨田となしぬるなり 水計に十町の田へ引通きぬ水に五

面坪平均深サ三寸懸リとみえたり 溜井ハ山を穿て堤を

築く故気温き所ハ中に井を堀て水を吸あげさせて溜

早水乃水勢を助ざれハ水乾て燥易し或曰溜井を仕
立るに埴土と馬糞とを半ばつく切交ぜを底に塗て乾固
圯坼ありば復塗ぞ至るを年を凛坼もしてよく保すなり又曰冬
に入て三月の内雨ふらざれハ揮年旱すて極付ひうて
しかうば時に新しき溜井ハ水保がたし天水場なるハ
かならず溜井をもうくべし其常に修理をなし溜井を多く
水の乏き所ハ未てぎりなりともいうなきして川あて
方歩十歩の所まてても水田となし得るべし○凡旱損の所ハ
溜池を掘て築くべし其堤燥土にて水減乾て池に水た
まらざるなれバ其場所ハ堀に杭又ハ柳の木を植て

害は一毎までとるそ水おのつから溜るなり又治田の水
換方の手所は田へ常に水たまり易ゆゑ田の中に堀を掘水
を溜め溜池に入るを為しさせれハ田小濁水淀まず塙に便
河井後紀曰許曽部朝臣帯麻呂等言大和國廣瀬郡田疇
多數灌漑之水伏望以公田七町築堤為池同利公私其功
食等並用私物許之○周書地官稲人掌稼下地以豬畜水
以防止水註以水澤之地種穀豬畜流水之陂也防豬旁隄
也
械書紀○又渠槽の字を訓り注渠槽ハ木岸通水道者是鐵
具の校と同意也按玉篇械ハ決塘水類篇通陂竇和名鈔引

杜甫
六月青稲多千畦碧泉亂插秧適云已引溜加既灌更僕往方塘決渠當新岸公私各地着浸潤無天旱

壬二集
山さとハ麓の小田乃苗代ハうけ樋にみつはまかせてそみる

淮南子ニ決塘發瀆

下樋 古事記○万葉集同し私記ニ土ノ下度樋也按ニ俗 言土樋亦底水道是ニ近し即暗溝陰筧是也

田乃樋 新撰字鏡 排 乃字を訓り

尾樋 新六帖 踏越る道にふせし樋尾樋の朽ちもまうしうへとある

以ハ尾樋と瓦竇と云意 相似たり是亦陰溝なり

下閘

尺八 尺八ハ源氏族にさくはちの笛と云て漢世說に書とあり唐逸史に明皇尺八を吹しおと見えたり

瓦竇 農政全書瓦竇ハ泄水器也又名函管以瓦筒兩端牙鍔相接置於塘堰之中時於田水須預於塘前堰内疊作石檻以護筒口令於啟閉不然則水湊其處非難於窒塞抑亦衝渲滲漏不能久穩必立此檻其竇乃成

函筧 錢塘湖石記

陰竇 同上○左傳自其竇入字典竇水道也

蕃名ドイクル

溜池ハ天水田に備ふるものなし池の内に尺八と云ふ

尺八とは孔七八より十三四にあれる（尺八に形似たるにより名となせり）底水道より通し田へ水をとりくむなり彈正式ニ置樋通水とあるも下樋といふ也攝津風土記ニ山伏下樋而從此樋内通云々田に水のあまれるときは上一番の楔を抜去しば又尺八の中より出て田地へ流る溉く夫ハ不足なれば第二番目の楔を取るかやうに順々にさし楔を抜果たれば溜池の水を悉く放ち流すより又ハ尺八の楔を挿置ては雨ふる毎に水湛へおくなるもの也唐白居易錢唐湖石記ニ一名ハ上湖周廻三十里北有石函南有筧凡放水溉田毎減一寸可溉十五餘頃毎一復時可溉五

十餘頃是尺八の水はかりと水同し 又白居易石函記あり文是と見ゆり

懸樋 姓氏録楲の字を訓り新六帖にやまかげに掛筧の竹乃まうけてさのむうき世の栖をもるなし

通樋 架越

架槽 三才圖會木架水槽也間有聚落去水既遠各家共力造木為槽遞相嵌接不限高下引水而至如泉源頗高水性趨下則易引也或在窪下則當車水上槽亦可遠達若遇高阜不免避礙或穿鑿而通若遇坳險則置之叉木駕空而過若遇平地則引渠相接又左右可移隣近之家足得借用又類篇通水器亦作筧水筧也集韻以竹通水也

連筒 同上○杜甫詩連筒灌小園

梘

蕃名ワアトル・レイディング

井樋 和名鈔○楲の字を為比と訓 又書紀には楲と比とのもよまれたり今俗に樋の字を用ふ一説には池樋の義なり勝間田の池乃いひなと詠めり

樋口

閘 正字通舊注同牐今按漕艘往来甪石左右如門設版瀦水時啓閉以通舟水容一舟銜尾貫行門曰閘門河曰閘河設閘官司之

斗門 大學衍義補

水閘 三才圖會

蕃名ハルデユール・ハンデ.デイキ

閘ハ備蓄洩之溝とて田へ水をかけ引きする為に是を伏るに浅く伏ては敷きを其後の此をより深く掘伏す土を平らに枰均し閘を伏両端を堅実て最も合せて閘の口より四方の水の溝の如くにて中の水を落てよし是ハ大

水の時閘の戸を閉ぬれバ閘弱くなりやすきゆゑその内に石
砌を築て閘の戸を立ること二重にしてこれを防き固めに接入
ざるなり凡用水ハ樋一尺四方にても水ハ百町の田を
養ふといへり王禎稲論ニ云蓄陂塘ヲ以瀦ニ之置ニ堤閘ヲ以止ム之ヲ
○落堀ハ深き所を掘るなれバ多く人力を用ひて上掘さ
らへにも工夫を費やさりかし間数多きハ浅き所を見
計ひ掘渡を通し水よく通りて掘さらへにも工夫を省
き落堀欠壊せる先一通り掘て少しく通し見るなら
ば上高低の見積りに掘てそれぞれ深き所を定おき
し○悪水落堀ハ川下より堀初て川上を細に河下を廣く
掘通し悪水をよく落すを面きとすなり○用水を川欠堀
は川上を廣く低く川下を細く高く掘てよしとするハさ
れバ下流にいたりて滞りなし先川上より掘初て用水
を左右の地へ引くに通し 掘の坪ハ一坪大抵人足二人かゝる其の法ハ一坪ハ六十二
荷也分は かりなり
金綱井（カナツナヰ）書紀○今言絞車（クルマ）井あり太平記摺巻と書あり今縆（ツナ）
と轆轤まて上げ降しのまて井車などいふいふしく
ハ索に鉄索を用ひしより
金綱といひしなり
彈鑵（ハネツルベ）
桔槹 桔亦作撃荘子桔槹者引之則俯舍之則仰通俗文ニ機汲水也
蕃名ヒユットユムムル

此その用力少メ而見功多しと称ふ然れとも數千畝の田に水を盈しむるものは井戸なとより取る故埒あく事ならず川渠の傍なる所は水上に架を構て巨竹を引靡し大桶を釣あけて槽より田に汲かく法よろし

水車 日本後紀

投鑵 和名鈔鑵ハ汲水器豆流閉ニ訓めり即 水汲

蔓瓮の溜あり瓮といふし開そくふ

品字箋挹水者禮大記木角註角斛汲之斗廣

水斗 韻府斗舟中渫水器也是今の阿加登利なり

蕃名ウエルプエンムル

おもふ人相對して手緒綆を執て稲田へ擲溉とのある也

水車行
大江日夜東北流高岸低圻開深溝輪盤引水入溝去分送高田種禾黍盤々自轉不用人家々復籍水田力一車之力食十家十家不憚勤修車

明何潛齋
片々龍鱗蛇老蒼有時咿軋捲滄浪真機動處何容力自是傍人脚手忙

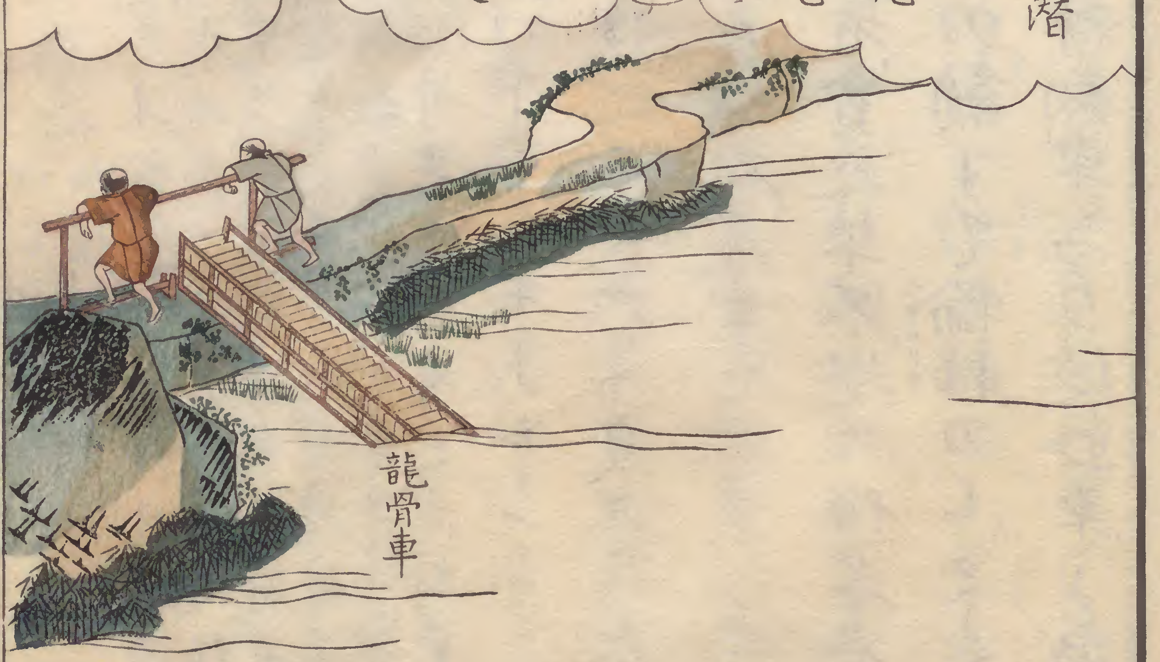

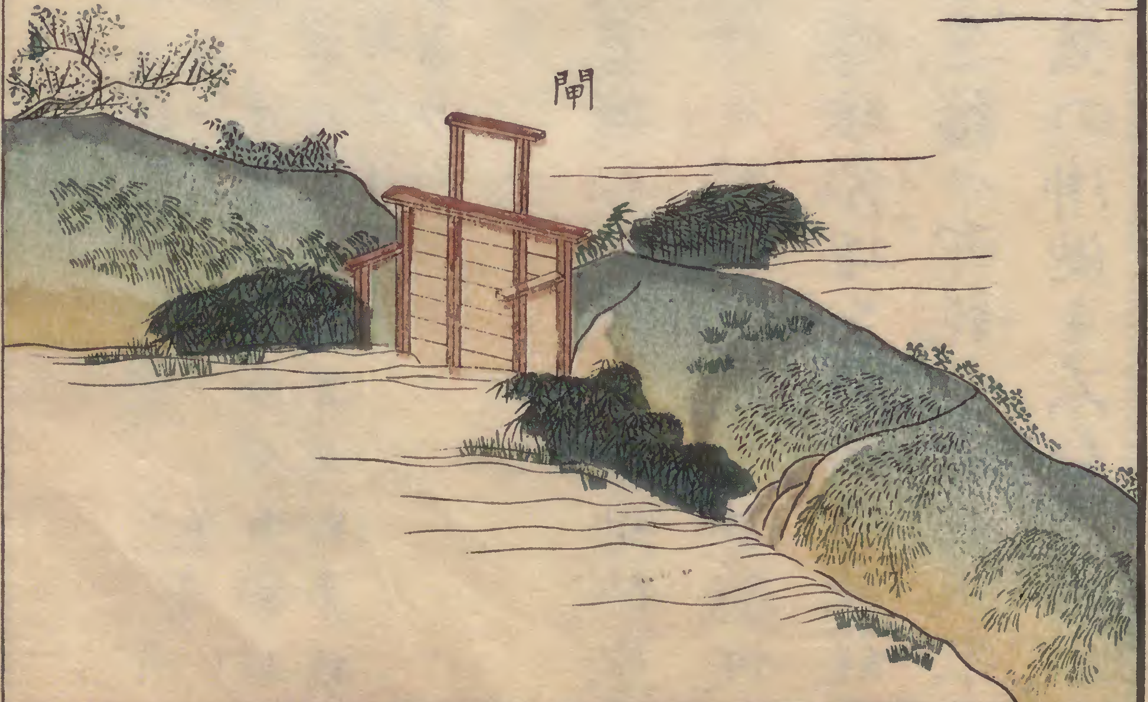

利宇古志 即龍骨車の約語なり

筒車 三才圖會 於一輪之一週水激轉輪衆筒兜水次第下傾於岸上所横木槽謂之天池 翻車 同上 云翻車ハ今ノ人謂龍骨車也行道板一條隨槽潤狭人憑架上踏動拐木則龍骨板隨轉循環行動板刮水上岸又踏車牛轉翻車牛曳水車等の製あり又龍尾車恒升車玉衡車をも亦斯変製なり

蕃名ワアトルモーレン

日本後紀天長六年夏五月太政官符曰大納言安世作水車云云以為農業之資其以手縛以足蹈服牛廻等各隨便宜若有貧乏輩不堪作備者有司作給今按に以手縛ハ龍尾車の類にして輪軸のたぐひ以足踏ハ即龍骨車也服牛ハ牛轉翻車なり徒然草に亀山殿の御池に大井川の水

と引せられむとて大井の土民に仰て水車を造られけるに多くの銭を給て数日に営出して掛けるに大かた轉ざりければ宇治の里人を召て拵させられければ安らかに結てまはりけるが思ふやうに轉て水を汲入ることめでたかりけり○夫木集にあるう

治の川瀬の水車なにとうき世をめぐるらむ

駒乃頭 名物六帖○是車の水汲桶に板をおてこのちとめやうにしたる板の名なり

渇烏 後漢張讓傳作翻車渇烏註渇烏為曲筒以木引水上者也○古雋考畧渇烏受水之器如烏之渇飲也○亦

渇兒水 龍並同

蕃名

恒升車　蕃名數橃ス鐸

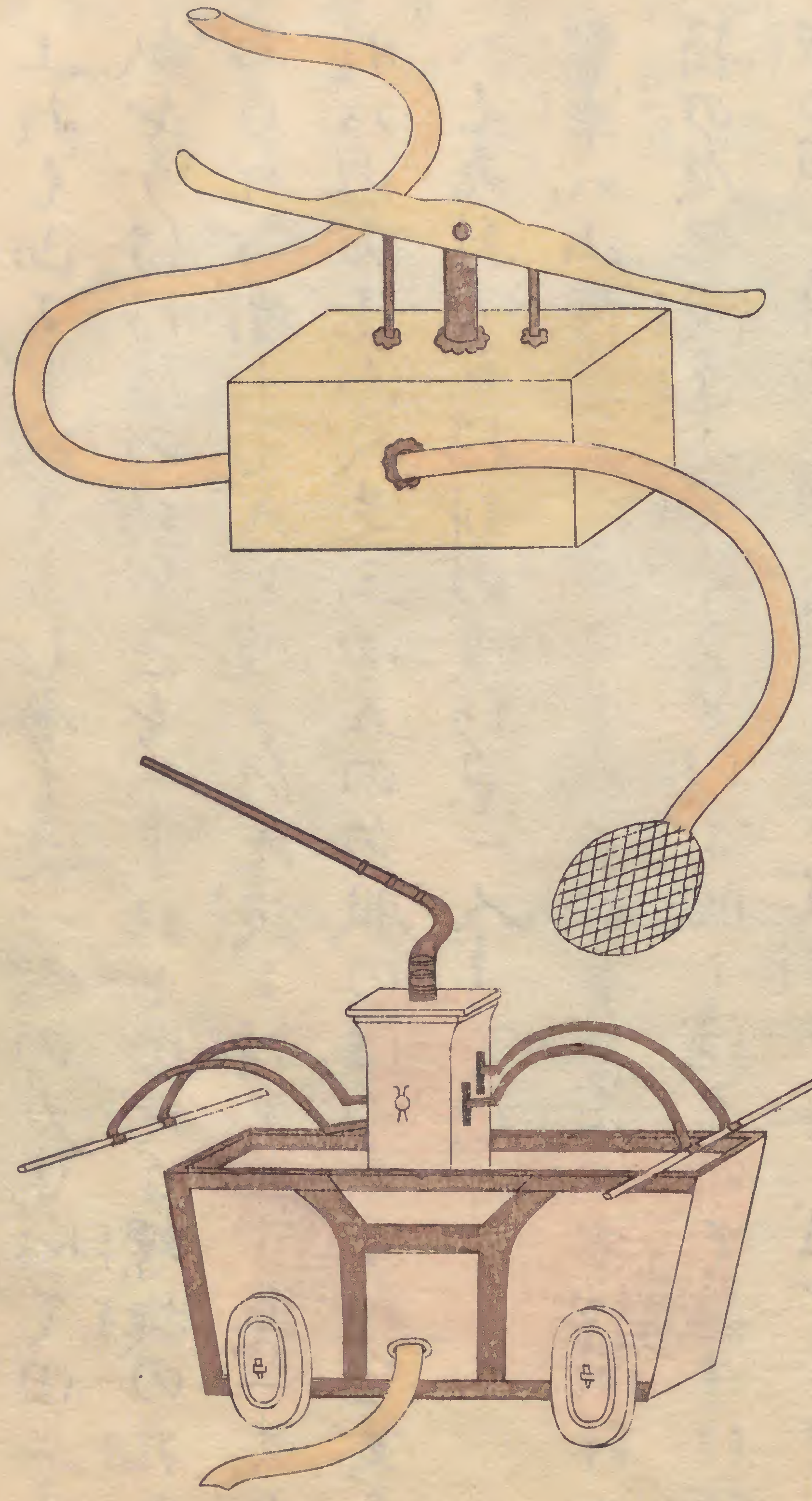

恒升車ハ俗に言龍吐水也これを製するに其製ハ革或ハ布にて
嚢をこしらへ筒のやうにして幾十丈までも継ぎて其
の一端を井泉の底に浸て左右より鞴ふきのごとくにして水
を吸昇せしめ上の一端を任意の所へ振つけ灌ぎかく
ものなり是龍尾車等の及ざる所の壁立懸溜の水までを
此器を以てすれバ山にまれ何のかぎりもなく又容易に逆湧せしむ
べし其嚢にハ桐油をひしと塗堅めて水を洩さぬやうにす
より嚢なれバ屈伸自由に靱へ沿つるゆゑに高遠険阻
の困所ともえらむことなく其利を施すことつきなし此
和蘭の製にて蕃名スボイトといへり

龍尾車ハ河濱にて水を引揚るの器なり累接して水を
上れハ山にも引くことを得べし是一人の力を以て田二十
畝をうるほすの功をなすべし其製たる内に螺旋(ミナシリ)の孔道(アナミチ)
ありて外ハ圓にして水を流さしめ旋(センクリ)に轉(ウツ)して升る長一丈な
れハ水の高さ(サ)六尺是三四五の句股の法ありこれを失(ウシ)ふ
へハ水升らず横斜の度ならされハ一人まハし難
龖車(スツホン)ハ山陽道にありて水田に用る器也方一間許の
箱の底を咬達(ソヒチカヒ)に穿(ウ)ちて川に臨み淺く伏て箱中に蝶(テフ)
鉸(ツカヒ)の板を箝(ハメ)柄を附て押ときハ板窄(スホマ)り引ハ板開くやう
にして水其勢につれて升るなり柄の端に拐(ツエ)有り

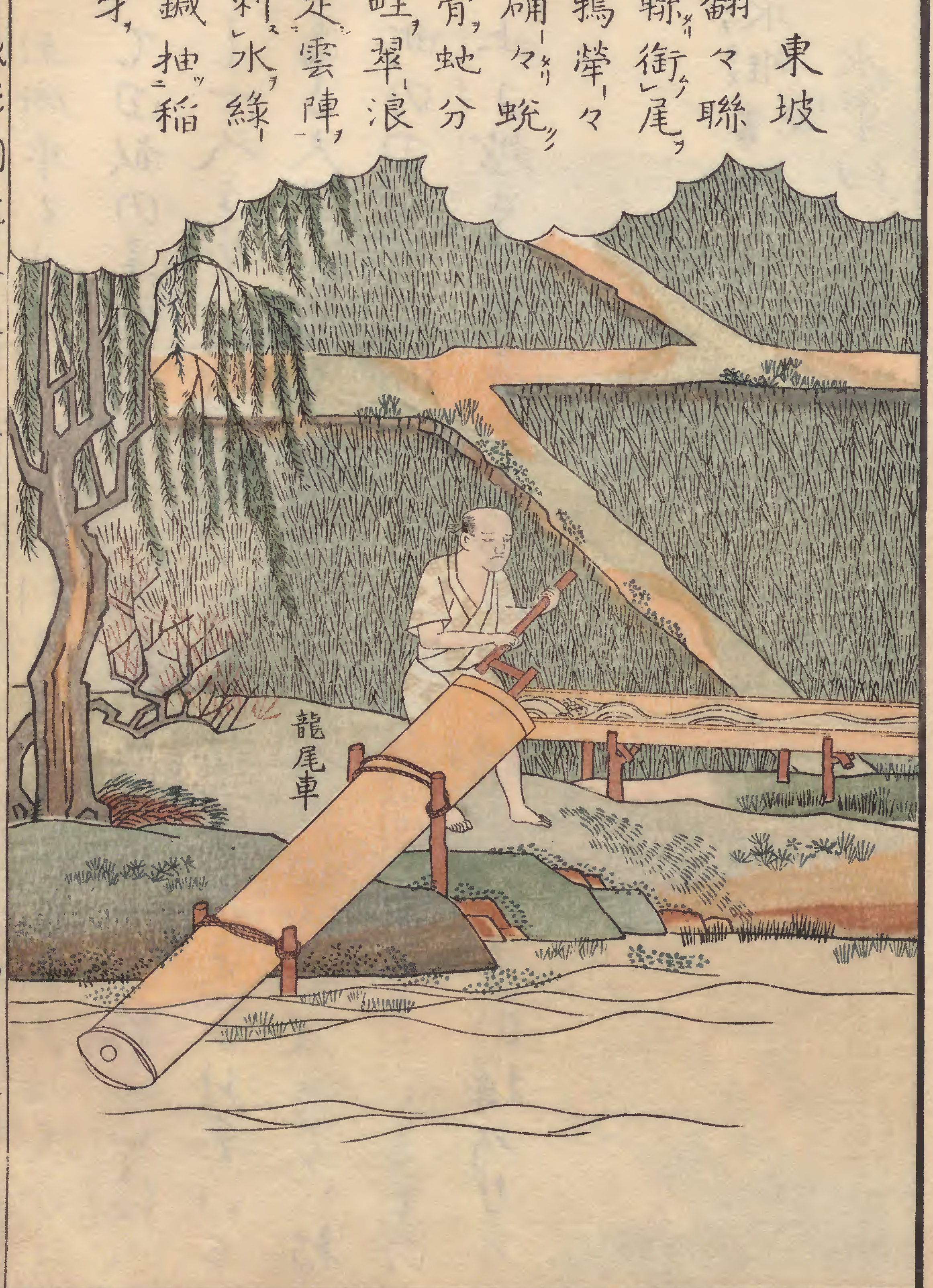

玉衡車は井泉の水を挹(クミ)引くに水渾の製のたぐひにして田畝の旱のいたるに一井をもつて之を灌(ソヽケ)ば數畝を濕(ウルホス)へし一人をして一器を動かせば百泉迸上して高さ升ばかりある大旱ありとも數井を合て人力相代り汲取らば數町の田とも乾涸(カラサ)ざるや是江河泉澗の名をして高器の上に越さしめ屈曲の盤道をも設(ヤラ)しむつきの操巧なり

水碓(ミヅウス) 書紀
水車臼

宋耕織圖
娟々月過擂蔌々風吹葉田家當此時村春響相答行聞炊玉香會見流匙滑
槽碓

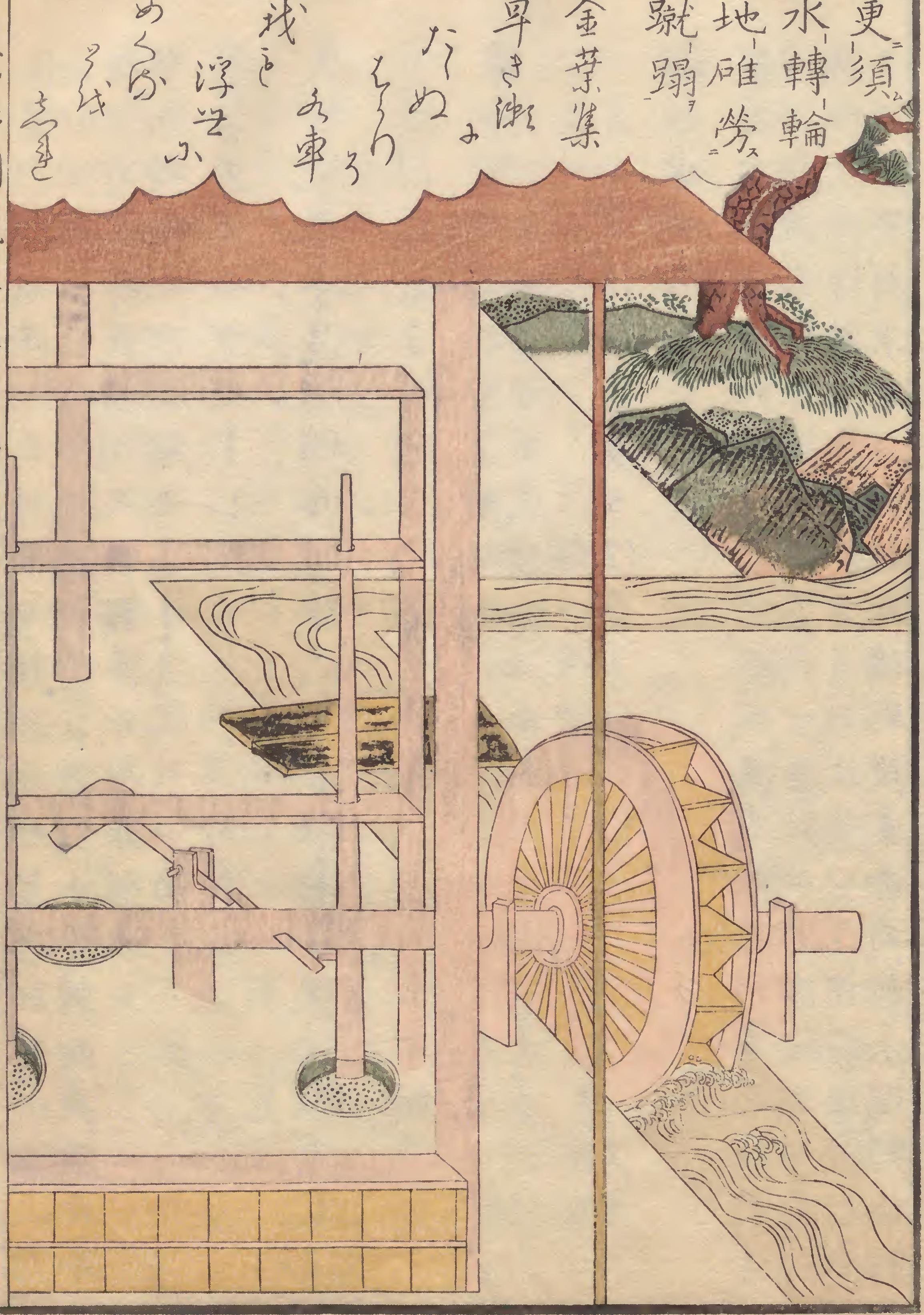
更須水轉輪地碓勞蹴蹋
金葉集
早き瀬にたゝぬばかりぞ水車我も浮世にめぐるとをしれ

水碓増續韻府○三才圖會機碓水搗器也桓譚新論水碓曰轓車註今俗依水涯壅上流設水車轉輪與碓身交激使自舂即其遺制也又轓車水磨水磑水礱水轉礱也水轉碾也ふとくとゑんくゎり

蕃名スメムプ・モーレン

天智紀九年造水碓而冶鐵式みも此事載られぬ又生銕と沠錬ゐるよも用う山城志曰於堰渠作水車轉磨磑

曽布豆鳥威の曽富騰よ出肌し足動かさずして自舂よ曽布豆取きり無名氏詩野碓無人水自舂こゝも盖水碓よ足出つるなし今備中國曽布豆谷此若ある備の玄實ゟ作る所といひ侍る

曽布豆碓俗言左近太郎

水鳴子

槽碓三才圖會碓梢作槽受水以為舂也凡所居之地間有泉流梢細可選低處置碓一區一如常碓之制但前頭減細後梢深濶為槽可貯水斗餘上庇以厦槽在厦外乃自上流用筧引水下注於槽水滿則後重而前起水瀉則後輕而前落即為一舂如此晝夜不止可得米兩斛日省二工以歳月積之知非小利承澗流為小碓水満勺碓首仰起就臼自舂遅速小異功倍杵舂俗謂之勺

蕃名シケツプスタムプル

勺正字通山居者刻木為勺

水臬天智紀十年獻水臬○漢語鈔準縄の字を訓め足

埊準　水臧　水縄

水平通典木槽長二尺四寸兩頭及中間鑿為三池三池各置浮木上建立齒以水注之三池浮木齊起眇目視之高三齒齊平則為天下準置照版度竿亦以白縄計其平則高下丈尺分寸可知謂之水平○衍義補疏家謂以水平地於四角立四柱於四柱以水望其高下即知地之高下然後平高就下而地乃平殆今世所謂水平也與

準縄孟子○前漢律歴志縄直生準準者所以揆平取正也○槷音蘖又與闑同考工記匠人建國水地置槷以縣疏槷柱也

以縣者欲取柱之景先須柱正欲柱正當以縄縣而垂於柱之四角四中縄皆附柱則柱正矣

蕃名ワアトルパス

凡平原の地に新に渠澮を疏さんとするときハその地面の高低をはかるべき事ハ夜中に將に掘らんとするの地面の一町或ハ半町毎に篝火を燃し川上川下より之を望み観るに其火光の高低を察て其地面の高低を審にし度し又川流の淤泥を浚ふ時にも舟の上に篝火を焚て其火光をつまびらかにして川面の淺深を識ことあり漢滿迦志觀地形令水工準高下河内圖會に譽田八幡宮四季神事の中正月十四日月影を受て曲物に水を入枝に置て

と定年中此水計何合とする是祢宜の役なり

水脉津籤 萬葉集に水咫衝石と塡して侍も咫ハ尺の義訓にてそゑ尺といへるごとしうひ学に曰尺寸と志るしに木を立置て水の深浅をしらするものなり○又衝石と書るハ石表を衝樹しによりなるべしとかなし年山紀聞に咫ハ越乃誤歟とあるハ却てくるしかるべし

水尾木 尾或ハ深の字に作る江河湖などに措せる杭に表也舒明紀に平水表政とある水表ハ遠方の謂なり亦深遠をもいへり

水櫼　水尺

水則 西湖志呉越王錢鏐築塘以捍江水置鐵幢三以為水則幢製如杵徑七八寸出土可三尺餘其趾入土不知若干

蕃名メートパアル

類聚國史難波江始立澪標○雜式曰凡難波津頭海中立澪標若有舊標朽折者捜求抜去うひ学曰水尾津串ハ萬葉遠津淡海ノ引佐細江にもよまれど難波津ハ太宰府へありて往來乃つるよしありけれハいつれもあれども殊に名高し○水櫼の一製に川中へ大船の柁を建船の内に竿を挿て竿のさきに板を川下の方に浮むやうにして水の浅深に従て其竿あやつり船の口より上に浮出後かと高下あり是まて水乃出足ととるなり水然増し出れハ竿愈高く抜出るゆゑ遠方よりも水の出足を知るべきなり

成形圖説巻之十二終

御書物方

国立公文書館
National Archives of Japan